

令和五年第四回藤崎町議会定例会会議録

一、開会日時 令和五年十二月一日 午前十時

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和五年十二月八日 午前十時五十四分

一、出席及び欠席議員の氏名
別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣 文 係 長 大崎 光 喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光	財 政 課 長	三 上 孝 之
経営戦略課長	石 澤 岩 博	税 務 課 長	佐 々 木 克 尚
住 民 課 長	石 井 孝	福 祉 課 長	葛 西 昭 仁
農政課長農委事務局長併任	舘 田 康 彦	建 設 課 長	鳴 海 浩 司
上下水道課長	木 村 文 徳	会計管理者会計課長兼務	高 木 勝 則
監 査 委 員	福 士 竹 志	選挙管理委員長	加 福 孝 二
農業委員会会長	安 原 義 太 郎	教 育 長	羽 賀 義 易
学務課長学校給食センター所長兼務	佐 藤 康 文	生涯学習課長	佐 々 木 泰 人

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、発議第十二号 藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

一、発議第十三号 西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案

一、議案第七十一号 ふじさき産業文化交流施設（リンゴカ）の設置及び管理に関する条例案

一、議案第七十二号 藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一、議案第七十三号 藤崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

- 一、 議案第七十四号 藤崎町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第七十五号 藤崎町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第七十六号 藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第七十七号 藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第七十八号 藤崎町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第七十九号 藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第八十号 藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第八十一号 藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第八十二号 ふじさき産業文化交流施設（リンゴカ）の指定管理者の指定の件
- 一、 議案第八十三号 令和五年藤崎町一般会計補正予算（第五回）

- 一、議案第八十四号 令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案
- 一、議案第八十五号 令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案
- 一、議案第八十六号 令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案
- 一、議案第八十七号 令和五年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案
- 一、議案第八十八号 令和五年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案
- 一、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 一、常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 一、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

- 一、議事の経過
別紙のとおり

第一日 令和五年十二月一日

開 議 午前十時一分

○議長（奈良完治君）

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和五年藤崎町議会定例会を開会します。これから会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、七番五十嵐 忍議員、八番奈良岡文英議員、九番小野 稔議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、五十嵐 忍議員。

○議会運営委員長（五十嵐 忍君）

おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告いたします。

去る十一月二十七日、午前十時から役場三階小会議室において地方自治法第九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、令和五年第四回藤崎町議会定例会の会期及び期日等について各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から十二月八日までの八日間とし、会期日程についてはお手元に配

付しておりますとおり、十二月一日は開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、十二月二日、三日は休日及び日曜日のため休会、十二月四日は議案熟考のため休会、十二月五日、六日は町政に対する一般質問、十二月七日は各常任委員会開催のため休会、十二月八日は議案審議、採決、閉会、以上、議会運営委員会で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から十二月八日までの八日間とし、休会日はお手元に配付してありますとおり、日程表のとおりにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって会期は本日から十二月八日までの八日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案などの受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

次に、代表監査委員から監査報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

おはようございます。

監査報告を申し上げます。

例月出納監査については、去る十一月二十一日、二十二日及び二十四日の三日間にわたり、十月分の各会計の収入、

支出について出納関係諸帳簿並びに支出に関する調書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常ないものと認めました。また、定期監査については、去る十一月七日、九日、及び十日の三日間にわたり、町補助交付団体を対象に執行状況を監査いたしましたところ、事業計画等に基づき補助金が適正に活用され、諸帳簿等の記帳及び整備は適正と認めました。

次に、工事に関して、令和四年度に施工されたふれあいず〜む館改修工事、及び旧弘前実業高校藤崎校舎、体育館、グラウンド、整備工事の結果を確認したところ、ふれあいず〜む館は、建設から二十年以上が経過し、老朽化したことから、屋根の防水、外壁、電気設備、及び空調などの改修工事が行われ、旧弘前実業高校藤崎校舎、体育館及びグラウンドは、利活用基本計画に基づき、整備工事が行われたもので、設計、施工管理及び事務手続の処理は、適正と認めました。

また、町消防団四か所の分団の小型電力ポンプ付積載車及び機械器具等の備品台帳の記帳及び管理状況は適正と認めました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（奈良完治君）

監査報告が終わりました。

次に、令和五年八月三十日付青森県後期高齢者医療広域連合告示第十七号で、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、むつ市長山本知也氏、新郷村長櫻井雅洋氏、黒石市議会議長工藤和行氏、つがる市議会議長木村良博氏、平川市議会議長石田隆芳氏、平内町議会議長船橋健人氏、鱒ヶ沢町議会議長神 孝氏、田舎館村議会議長福地 誠氏、佐井村議会議長竹内 修氏、南部町議会議長夏堀文孝氏が当選の告知をされたことを報告します。

次に、令和五年十月三十日付青森県後期高齢者医療広域連合告示第十九号で、青森県後期高齢者医療広域連合議会議

員選挙において、外ヶ浜町長山崎結子氏、田舎館村議会議長品川新一氏、五戸町議会議長三浦専治郎氏が当選の告知をされたことを報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第四、議案第七十一号から議案第八十八号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに令和五年第四回藤崎町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和五年師走を迎え、日を追うごとに寒さも深まり、冬の到来を感じる時期となりました。今年一年を振り返りますと、記録的な猛暑などによる天候がもたらす農作物への影響が心配されましたが、大雨、台風などの自然災害や黒星病などの大発生もなく、我が町の基幹産業であるりんごや米が無事に収穫されていることに、ひとまず安堵したところでもあります。

一方で、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、物価高騰の影響などもあり、世界を取り巻く経済環境は不安定な要素を多分に含んでおり、町経済への影響につきましても心配しているところでもあります。

町といたしましては、先般の臨時議会におきましてご説明いたしました高齢者や低所得者をはじめとする多くの町民を支援するため、〇歳から十八歳までの子どもを養育する子育て世帯に対し、一人当たり三万円を給付する事業について実施するほか、全町民に対し、一人当たり五千円分の「ふじさき生活応援商品券」を追加配付し、町経済の活性化や年末年始の消費拡大を促進してまいりたいと考えております。

次に、先月十八日、十九日の二日間において開催いたしました「第十一回ふじさき秋まつり」について、ご報告いたします。

数年振りに規制をせず開催いたしました今回の秋まつりにつきましては、恒例となりました各種イベントや地元グルメ販売の案内など、職員総出でおもてなしの心で丁寧に対応するよう習慣づけてきたところ、天候が二日間にわたり雨や暴風など二転三転したにもかかわらず、町内外から大勢の方にお越しいただき、活気あるにぎわいを取り戻した様子に、来場された皆様には、町の多彩な魅力を十分に堪能し楽しんでいただけたものと感慨深く感じているところでもあります。

同時に「産業」、「文化」、「健康」の三分野を柱とした我が町の秋まつりが、町内外に広く認知されましたことは、ひとえに関係者の皆様、議員並びに町民の皆様のご尽力があってこそがあってこそその賜物でありますので、この場をお借りしまして改めて感謝申し上げる次第であります。

次に、これから来年度に向けた予算の編成に着手してまいります。重要課題であります人口減少対策としまして、「豊かさを実感できる藤崎町」や「住み続けたい藤崎町」など、町のイメージの定着を図り、さらに環境やSDGsにも配慮した新たなブランドイメージの確立を目指し、若者や子育て世帯の移住定住先として選ばれるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。併せて、将来を見据えた持続可能なまちづくりや仕事づくりに関し、これまで積み上げてまいりました地方創生事業や地域産業の育成について前例を踏襲しつつ、農福連携や、関係人口、交流人口の増加を見越した経済を回す仕組みを構築するため、新たな地域産業の開発拠点として、旧藤崎校舎の整備を進めてまいりたいと思います。

このほか「シビックプライド」、いわゆる「我が町を誇りに思い、自分たちの手でより良くしようとする心意気」の醸成を進めてまちづくりを目標に掲げておりますので、町民の皆様に対しましては、多方面において地域に誇りと愛着

を持てるまちづくりについて共に参画していただきたくお願い申し上げますとともに、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようさらに衷心よりお願い申し上げます次第であります。

それでは、本定例会の開会にあたり、上程されました議案十八件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

議案第七十一号ふじさき産業文化交流施設（リンゴカ）の設置及び管理に関する条例案、本条例案は、町の歴史文化やリンゴふじ発祥の地という歴史的財産について発信するとともに、施設園芸農産物等の新たな特産品の生産により、仕事づくりやものづくり、農福連携の推進や、関係・交流人口の創生を図るための施設として、藤崎産業文化交流施設、リンゴカを設置及び管理することに伴い必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第七十二号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、本条例案は、藤崎町職員の給与に関する条例の一部改正に合わせ、特別職の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第七十三号藤崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、本条例案は、青森県人事委員会の勧告及び地方自治法の一部改正等に基づき、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、会計年度任用職員について、勤勉手当の支給を可能とするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第七十四号藤崎町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、同じく、議案第七十五号藤崎町企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、以上二条例案は、藤崎町職員の給与に関する条例の一部改正に併せ、会計年度任用職員について、勤勉手当の支給を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第七十六号藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、本条例案は、青森県における職員の特殊勤務手当に関する条例の改正規定に併せ、感染症等防疫作業に係る従事内容及び特殊勤務手当の額を改定するた

め、所要の改正を行うものであります。

議案第七十七号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、本条例案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政省令の交付に伴い、出産被保険者等に係る所得割額及び均等割額の減額について、所要の改正を行うものであります。

議案第七十八号藤崎町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例案、本条例案は、長期継続契約を締結することができる契約にソフトウェアに係る使用許諾契約を追加すること等について、所要の改正を行うものであります。

議案第七十九号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正に伴い、用語の表記変更が行われたことから、引用箇所の文言の修正について、所要の改正を行うものであります。

議案第八十号藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案、本条例案は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用規定の整備について所要の改正を行うものであります。

議案第八十一号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案、本条例案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い、引用規定の整備及び関係条文の記載を明確化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第八十二号ふじさき産業文化交流施設（リンゴカ）の指定管理者の指定の件、本件は、令和六年四月に供用開始するふじさき産業文化交流施設（リンゴカ）について、特定非営利活動法人 *t e a m . S t e p b y s t e p* より指定管理者の指定申請があったことから、同法人を施設の指定管理者として指定したいので、地方自治法に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間となるものであります。
議案第八十三号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第五回）案、今回の補正は青森県人事委員会の勧告に基づく給与改定のほか、ふるさと納税や福祉サービス、燃料費、電気料金高騰への対応を中心としたもので、歳入歳出とも二億四千六百五十三万五千円を追加し、予算規模は八十一億二千七百六十八万七千円となるものであります。

まず、歳入の主な補正内容について申し上げます。

第十款地方交付税の追加は補正予算で不足した財源に対応するものであり、第十四款国庫支出金、第十五款県支出金の追加は、主に障害者福祉費や教育・保育給付費の給付の増に伴うものであります。

また、第十七款寄附金の追加は、主にふるさと納税の収入済額を計上するものであります。

次に、歳出の主な補正内容について申し上げます。

第二款総務費、財政管理費消耗品費等の追加は、ふるさと納税の返礼品等に係る経費を計上するものであり、積立金の追加は、歳入に計上したふるさと納税の寄附金をふじさき応援基金に積立てするものであります。

第三款民生費障害者福祉費の追加は、主に扶助費の増によるものであり、老人福祉センター費委託料の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ老人福祉センター温泉入浴料収入の一部を補填し、施設の安定運営と住民の健康維持を図るものであり、児童措置費に扶助費の追加は、教育・保育給付費の給付の増によるものであります。

このほか今後の制度改正に対応した行政サービスを提供するため、業務システムの改修費について、第二款総務費税務総務費及び戸籍住民登録費、第三款民生費障害者福祉費の委託料に計上しております。

議案第八十四号令和五年度藤崎町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第三回）案、今回の補正は、財政安定化支援事業繰入金確定に伴う補正が主なもので、歳入歳出とも八百三万円を減額し、予算規模は十八億九千五百四万五千円となるものであります。

議案第八十五号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、青森県人事委員会の勧告に伴う人件費の調整が主なもので、歳入歳出とも十三万七千円を追加し、予算規模は三億五千百四十万五千円となるものであります。

議案第八十六号令和五年度藤崎町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第三回）案、今回の補正は、主に介護給付費等の追加に対応するもので、歳入歳出とも三千四百八十八万千円を追加し、予算規模は十九億千百十八万五千円となるものであります。

議案第八十七号令和五年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案、今回の補正は、収益的収入及び支出において、給与改定等に伴う人件費の減額を予備費で調整するもので、予算規模は、収入支出とも従前の三億七千五百二十万四千円と変わらないものであります。

議案第八十八号令和五年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案、今回の補正は、収益的収入及び支出において、給与改定等に伴う人件費の減額を一般会計補助金で対応するもので、収入支出とも予定額を二十三万二千円減額し、予算規模は五億八千五百六十二万四千円となるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（奈良完治君）

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前十時二十八分
